

指定訪問リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人共済会 清水病院が実施する「指定訪問リハビリテーション」（以下「訪問リハビリテーション」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 訪問リハビリテーションの従事者は、要支援者・要介護者が居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

2 訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とともに連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 訪問リハビリテーションを実施する事業者の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名 称 訪問リハビリテーションしみず

（2）所在地 鳥取県倉吉市幸町 512-1

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 訪問リハビリテーションの従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名

管理者は、指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

（2）従業者の職種及び員数

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 5名以上：非常勤

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日、振替休日、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分まで

ただし、訪問リハビリテーションを提供する区域によって移動時間を考慮するものとする。

(3) 電話により24時間連絡可能な体制をとる。

病院職員の対応による協力体制(受付・医事課・リハビリテーション科・居宅介護支援事業者等)

(訪問リハビリテーションの内容)

第7条 訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

訪問リハビリテーションは計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し基本的動作又は応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 原則として倉吉市・湯梨浜町・北栄町・三朝町・琴浦町とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、利用者負担割合に応じた額とする。

2 第8条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費については、その実費を徴収する。

(サービスにあたっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者申込者の同意を得る。

2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。

3 事業者は、正当な理由なく訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。

4 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。

5 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。

- 6 法定代理受領サービスに該当しない訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行します。

(記録の整備)

- 第11条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 2 事業者は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整理し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- ① 訪問リハビリテーション計画書及び介護予防訪問リハビリテーション計画書
 - ② 訪問リハビリテーション報告書及び介護予防訪問リハビリテーション報告書
 - ③ 具体的なサービスの内容等の記録
 - ④ 市町村への通知に係る記録
 - ⑤ 苦情の内容等の記録
 - ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待防止委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底する
(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待防止のための研修の実施
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(衛生管理)

- 第13条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、感染症予防及び蔓延防止のため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- ① 感染症予防及び蔓延防止のための委員会を年2回以上開催し、従業者に周知
 - ② 感染症予防及び蔓延防止のための指針を整備
 - ③ 従業者に対し、定期的な研修を実施

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する継続的なサービス実施及び早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画の周知並びに定期的な研修を実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 従業員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するために指針の整備等必要な措置を講じるものとする。

5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人共済会 清水病院が定めるものとする。

附 則

この規程は平成12年 4月 1日より施行する。

この規程は平成19年 8月 1日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成20年 4月16日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成21年 1月 1日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成21年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成21年11月 1日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成22年 2月 1日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成22年 2月 5日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成22年 4月19日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成23年 5月 1日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成23年 7月 1日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成24年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成26年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成27年 6月 1日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成27年 8月 1日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成28年 5月 1日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成28年12月12日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成29年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成29年 9月15日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成30年 7月19日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成31年 4月16日一部改正し、同日より施行する。

この規程は令和 4年 6月 1日一部改正し、同日より施行する。

この規程は令和 6年 3月 1日一部改正し、同日より施行する。